

多量排出事業者 処理計画書等作成要領

平成30年4月

埼玉県、さいたま市、川越市、川口市、越谷市

1 概要

埼玉県内各行政庁（埼玉県、さいたま市、川越市、川口市、越谷市）の管轄区域内における前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン（特別管理産業廃棄物にあつては 50 トン）以上の事業場を設置する事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）で規定する「多量排出事業者」に該当します。

また、一定の要件を満たす事業者は、埼玉県生活環境保全条例（以下「県条例」という。）またはさいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（以下「さいたま市条例」という。）で規定する「多量排出事業者」に該当します（※）。

多量排出事業者に該当した場合、産業廃棄物の減量その他処理に関する計画書（以下「処理計画書」という。）を事業場（事業所）の所在地に応じ、埼玉県知事、さいたま市長、川越市長、川口市長又は越谷市長に提出しなければなりません。

また、処理計画書を提出した事業者は、翌年度にその実施状況について報告書を提出しなければなりません。

※川越市、川口市及び越谷市は県条例、さいたま市はさいたま市条例が適用されます。

2 要件

【法】

各行政庁の管轄区域内における前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上又は特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場を設置する事業者。

【県条例及びさいたま市条例】

各行政庁の管轄区域内において以下のいずれかに該当する者。

1. 日本標準産業分類に掲げる大分類 E-製造業に属する事業所であつて、当該事業所において常時使用される従業員の数が 300 人以上のもの。
2. 日本標準産業分類に掲げる大分類 D-建設業に属する事業所であつて、当該事業所において常時使用される従業員の数が 100 人以上のもの。
3. 表流水を水源とし、かつ、1 日あたりの浄水能力が 30 万立方メートル以上の浄水場（水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設のうち、浄水施設を設置している事業場をいう。）
4. 1 日あたりの処理能力が 3 万立方メートル以上の終末処理場。

5. 当該年度の4月1日において、日本標準産業分類に掲げる大分類D-建設業を営む者であって、県内に事業所を有し、かつ、資本金又は出資金の額が5,000万円以上のもの。

※ 法に基づく処理計画書を提出する事業者は、条例の要件に該当しても、条例の処理計画書を提出する必要はありません。

※ さいたま市に事業所のある事業者はさいたま市条例が適用され、県内のさいたま市以外の市町村（川越市、川口市及び越谷市を含む。）に事業所のある事業者は県条例の適用を受けます。

3 作成単位

ア 製造業等

製造業等の場合は、事業場（事業所）ごとに処理計画書及び実施状況報告書（以下「処理計画書等」という。）を作成してください。多量排出事業者に該当するかどうかは、事業場（事業所）ごとに判断します。

イ 建設業等

建設業等の場合は、作業所（現場）を統括的に管理している本社、支店、出張所または営業所のような「支店等」ごとに処理計画書等を作成してください。

法と条例で作成単位が異なりますのでご注意ください。

【法】

多量排出事業者に該当するかどうかは、さいたま市内、川越市内、川口市内、越谷市内、4市以外の県内における発生量を別に捉え判断します。

【条例】

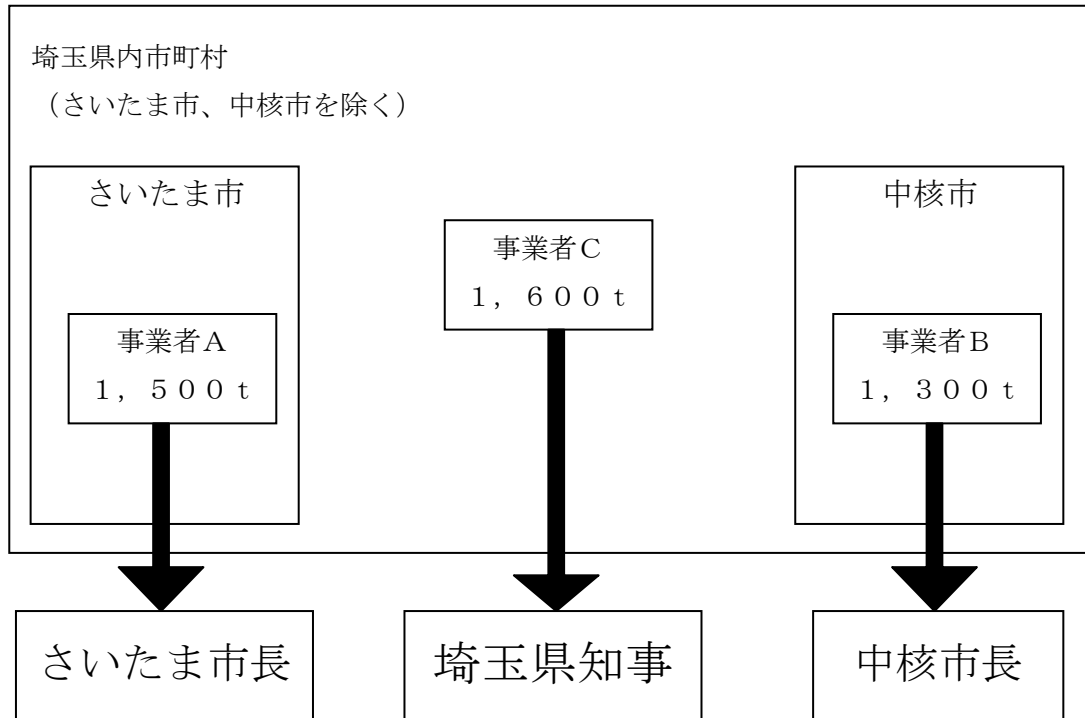
さいたま市に支店等が所在する事業者はさいたま市条例が適用され、県内のさいたま市以外の市町村（川越市、川口市及び越谷市を含む。）に支店等が所在する事業者は県条例が適用されます。

支店等がさいたま市に所在する事業者は、さいたま市内の全ての作業所（現場）に係る処理計画書等を作成し、さいたま市長へ提出してください。県内のさいたま市以外の市町村（川越市、川口市及び越谷市を含む。）に支店等が所在する事業者は、県内のさいたま市以外の市町村（川越市、川口市及び越谷市を含む。）の全ての作業所（現場）に係る処理計画書等を埼玉県知事、川越市長、川口市長又は越谷市長へ提出してください（提出先図参照）。

※ここでは、川越市、川口市及び越谷市を「中核市」と表記します。

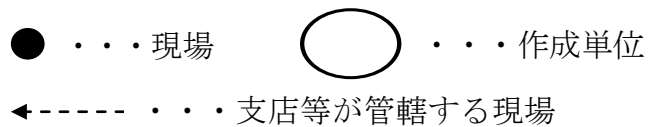
提出先図

1 製造業者等の場合（法・条例共通）

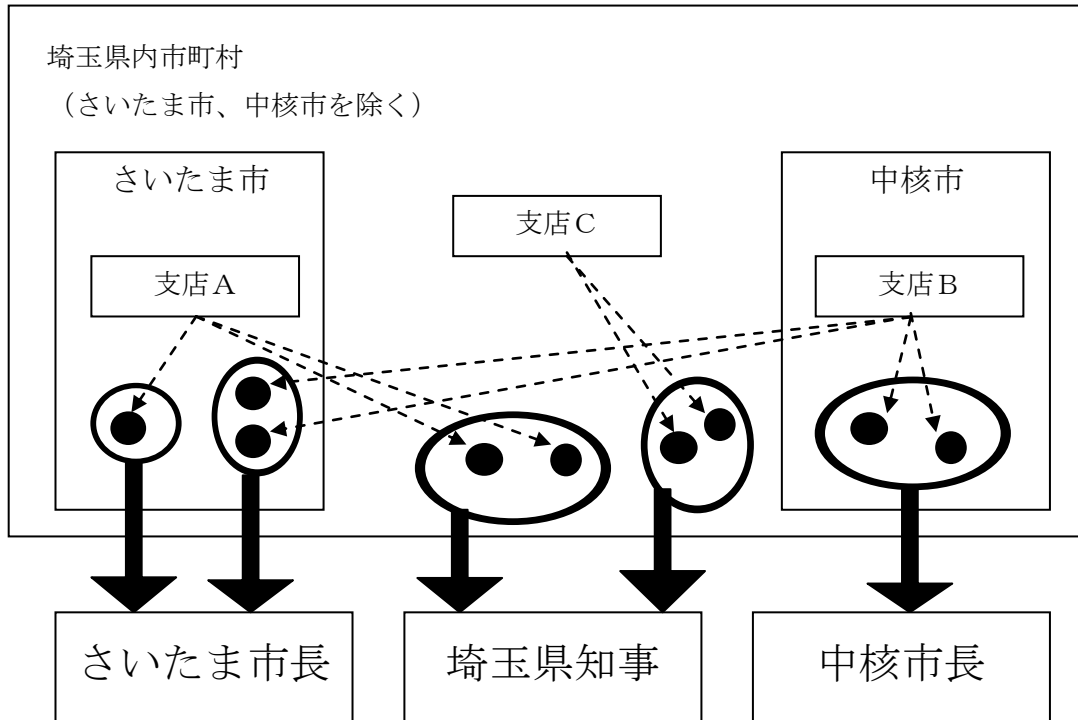


- ・ さいたま市及び中核市を除く県内市町村に事業場（事業所）がある場合、埼玉県知事宛で提出してください。
- ・ さいたま市及び中核市に事業場（事業所）がある場合、各市長宛で提出してください。

2 建設業者等の場合



(1) 法律に基づく提出先

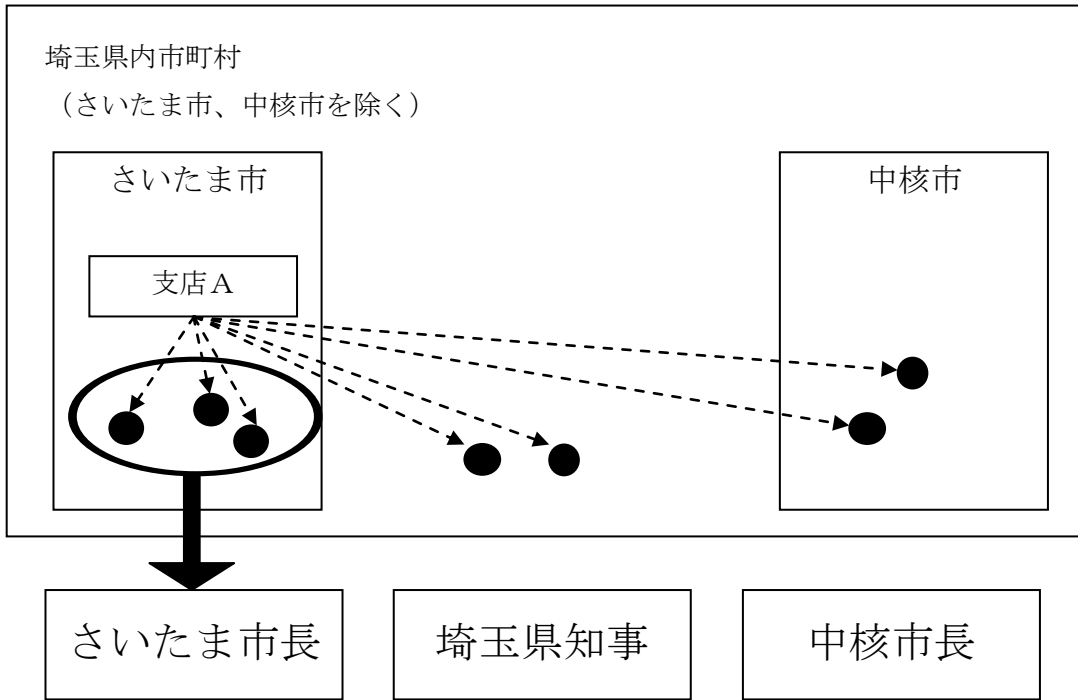


- ・ 建設業等の場合、各現場を合計した量で多量排出事業者に該当するか判断します。合計する単位は、現場を管轄する支店等の所在地に関わらず、さいたま市、中核市各市、それ以外の埼玉県内市町村です。
- ・ さいたま市又は中核市で生じた産業廃棄物については、各市の現場合計量が1,000t以上の場合、処理計画書を各市長宛に提出してください。次年度、同市長宛に実施状況報告書を提出してください。
- ・ さいたま市及び中核市以外の埼玉県内で生じた産業廃棄物については、その現場合計量が1,000t以上の場合、処理計画書を県知事宛に提出してください。次年度、県知事宛に実施状況報告書を提出してください。

● ……現場 ○ ……作成単位
 ←----- ……支店等が管轄する現場

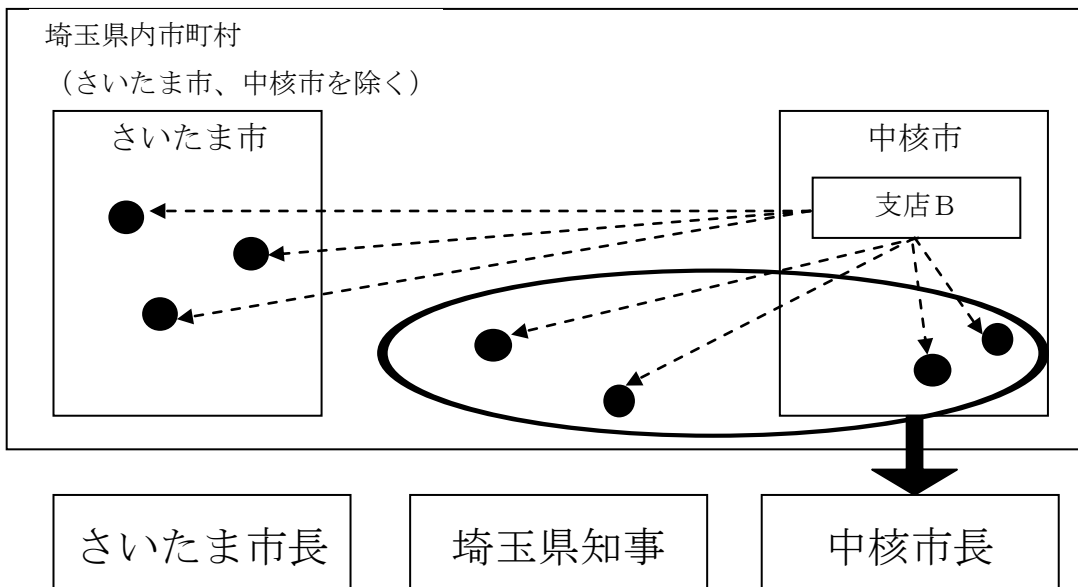
(2) 条例に基づく書類の提出先

①現場を管轄する支店等がさいたま市にある場合



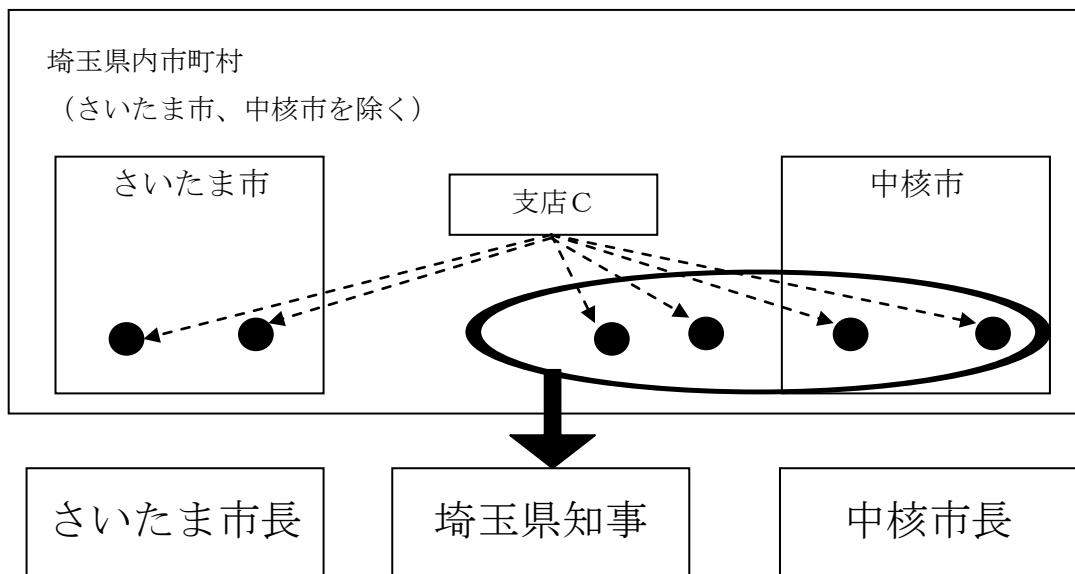
- ・さいたま市内の現場のみをまとめた処理計画書をさいたま市長宛に提出してください。次年度に実施状況報告書を提出してください。

②現場を管轄する支店等が中核市にある場合



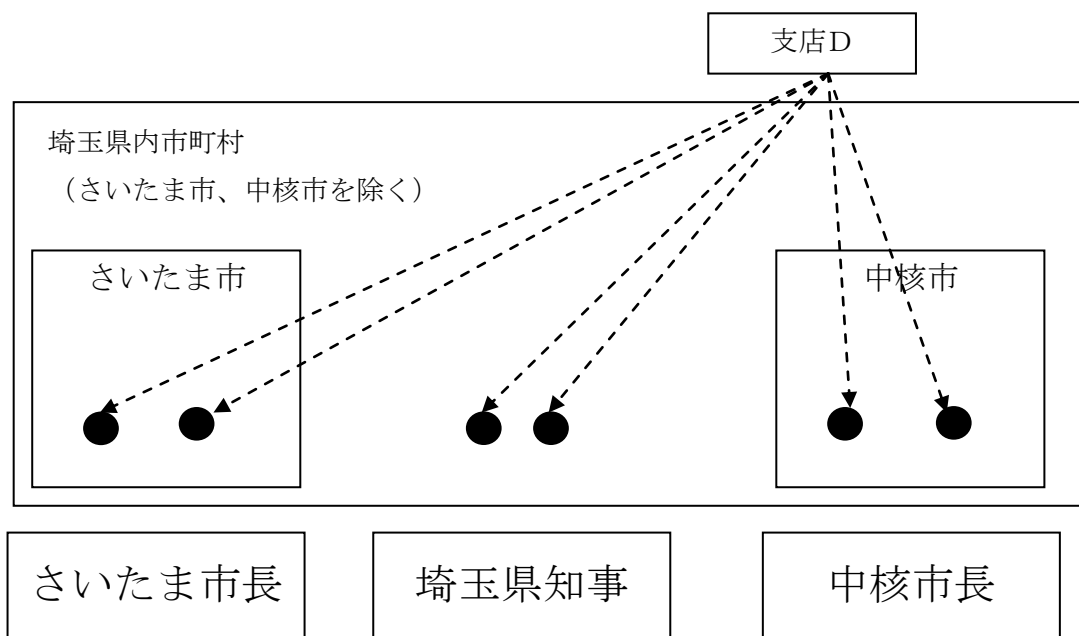
- ・さいたま市内を除く各現場をまとめた処理計画書を中核市の市長宛に提出してください。次年度に実施状況報告書を提出してください。

③現場を管轄する支店等がさいたま市及び中核市以外の埼玉県内にある場合



- ・さいたま市を除く各現場をまとめた処理計画書を県知事宛に提出してください。次年度に実施状況報告書を提出してください。

④現場を管轄する支店等が埼玉県外にある場合



- ・支店等が埼玉県外にある場合は、処理計画書及び実施状況報告書の提出は不要です。

4 Q&A

【法及び条例共通】

- Q 1 支店等が同じ行政管轄内に複数存在する場合、まとめて1つの処理計画書等を作成すればよいのか。
- A 1 支店等ごとに作成してください。ただし、その支店等を一体的に管理している場合には、まとめて1つの処理計画書等を作成することもできます。
- Q 2 自社施設内において、汚泥の焼却処理を行っている。汚泥は焼却後、燃え殻となり、量も変化する。処理計画書等の品目及び発生量には何を記載すればよいか。
- A 2 品目は汚泥、発生量は汚泥が発生した段階での量で処理計画書を作成してください。処理計画書等は、産業廃棄物の発生段階で作成していただくものです。

【法】

- Q 2 当該年度に事業場が存在しない場合はどうするのか。
- A 2 処理計画書等は、当該年度に現に事業場を設置している事業者が作成してください。したがって、前年度に処理計画書等の対象となる事業場を設置していたとしても、当該事業場が撤去されていて存在しない場合については、当該事業場に係る処理計画書等の作成義務は生じません。
- 建設業等のような、複数の施設や作業所（現場）等について支店等がまとめて処理計画書等を作成する場合には、それらの施設や作業所（現場）等の一部が当該年度に撤去されて存在しない場合にあっては、それらは当該年度の処理計画書等には含まないが、法に基づく多量排出事業者の判断に用いる前年度の発生量については含むので注意してください。

【条例】

- Q 3 建設業における事業所には、現場事務所は含まれるのか。
- A 3 本社、支店、営業所、出張所などを事業所とします。事業所には、建築物の建設工事に付随して設置された工事現場や現場事務所等のような仮設事務所は含みません。

Q 4 常時使用する従業員にパート等は含まれるのか。

A 4 事業主、法人の役員及び臨時の従業員は含みません。臨時の従業員とは、労働基準法第 21 条の「予め解雇の予告を必要としないもの」である、
1. 日々雇い入れられる者、2. 二ヶ月以内の期間を定めて使用される者、3. 季節的業務に四ヶ月以内の期間を定めて使用される者、4. 試の使用期間中の者をいいます。

Q 5 現場事務所にいる従業員等は、どのように数えるのか。

A 5 建築物の建設工事に付随して設置された工事現場や現場事務所等にいる従業員は、それらを直接管理する事務所の従業員として数えます。また、他社からの派遣社員などは従業員としては数えません。

Q 6 同一の区域において、県条例（さいたま市条例）に基づく多量排出事業者が、法に基づく多量排出事業者にも該当する場合は、処理計画書等を 2 つ作成する必要があるのか。

A 6 法に基づく処理計画書等が作成されていれば、県条例（さいたま市条例）に基づく処理計画書等の作成は不要です。

(例)

県内のさいたま市以外の市町村（川越市、越谷市含む。）の事業所（製造業で従業員数が 300 人以上（条例該当））において、前年度の産業廃棄物の発生量が 1200 トン、特別管理産業廃棄物の発生量が 40 トンの事業者では、産業廃棄物については発生量が 1000 トン以上のため法に基づく処理計画書を、特別管理産業廃棄物については発生量が 50 トン未満のため県条例に基づく処理計画書の作成が必要になります。

Q 7 県条例またはさいたま市条例に基づく多量排出事業者において、特別管理産業廃棄物の発生がないことが想定されるが、処理計画書等を提出するのか。

A 7 不要です。

Q 8 建設業において、埼玉県内に支店等はあるが、作業所（現場）等がない場合も処理計画書等を作成する必要があるのか。

A 8 不要です。

5 提出方法

各自治体産業廃棄物指導課のホームページをご覧ください。または電話でお問い合わせください。

6 提出先及び問い合わせ先

自治体	郵便番号	住所	電話番号	
埼玉県	中央環境管理事務所	330-0074	さいたま市浦和区北浦和5-6-5	048-822-5199
	西部環境管理事務所	350-1124	川越市新宿町1-17-17 ウエスタ川越公共施設棟4階	049-244-1250
	東松山環境管理事務所	355-0024	東松山市六軒町5-1	0493-23-4050
	秩父環境管理事務所	368-0042	秩父市東町29-20	0494-23-1511
	北部環境管理事務所	360-0031	熊谷市末広3-9-1	048-523-2800
	越谷環境管理事務所	343-0813	越谷市越ヶ谷4-2-82	048-966-2311
	東部環境管理事務所	345-0025	北葛飾郡杉戸町清地5-4-10	0480-34-4011
さいたま市 産業廃棄物指導課	330-0062	さいたま市浦和区仲町3-12-10 埼玉県住宅供給公社ビル1階	048-829-1607	
川越市 産業廃棄物指導課	350-0815	川越市大字鯨井782-3	049-239-7007	
川口市 産業廃棄物対策課	332-0001	川口市朝日4-21-33	048-228-5380	
越谷市 産業廃棄物指導課	343-8501	越谷市越ヶ谷4-2-1	048-963-9188	